

平成30年第13回瑞浪市教育委員会定例会会議録

(要点筆記)

日 時 平成30年11月22日(木) 13時30分開会

場 所 瑞浪市役所 4階 全員協議会室

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 本日の会議録署名委員の指名

日程第3 議 事

出席者

瑞浪市教育委員会

|     |         |
|-----|---------|
| 教育長 | 平 林 道 博 |
| 1 番 | 可 児 恵 太 |
| 2 番 | 加 藤 博 之 |
| 3 番 | 山 田 幸 男 |
| 4 番 | 柴 田 洋 子 |

説明のため出席した事務局職員

|            |         |
|------------|---------|
| 事務局長       | 奥 村 勝 彦 |
| 事務局次長兼     |         |
| 学校教育課長兼    | 工 藤 仁 士 |
| 学校給食センター所長 |         |
| 教育総務課長兼    | 酒 井 浩 二 |
| 学校統合推進室長   |         |
| 社会教育課長     | 大 山 雅 喜 |
| スポーツ文化課長   | 工 藤 嘉 高 |

職務のため出席した事務局職員

|          |         |
|----------|---------|
| 教育総務課長補佐 | 鈴 木 友 恵 |
| 教育総務課総務係 | 安 藤 みちる |

教育長

13時30分、本日の委員会定例会の開会を宣言する。

—市民憲章朗誦—

日程第1、前回会議録の承認を行う。

平成30年第12回教育委員会定例会の会議録に、3番山田幸男委員と4番柴田洋子委員が承認の署名を行う。

—署名—

教育長

日程第2、本日の会議録署名委員の指名を行う。

本日の会議録署名委員は、教育長において、1番可児恵太委員と2番加藤博之委員の2名を指名する。

教育長

日程第3、「教育長諸般の報告」に移る。

教育長

文化芸術の秋ということで、10月25日に第65回市美術展、11月4日には同少年の部と児童・生徒食器デザインコンクールの表彰式に出席した。食器デザインコンクールでは、毎年、優秀作品をもとに給食用の食器を制作、使用してきたが、今年度より中学3年生への卒業記念品として、碗1個と皿1枚を贈ることとした。

11月7日は小中学校音楽会であった。中学校は5校による最後の実施であった。規律正しく、また仲間とのつながりが感じられ、のびのびとした合唱で素晴らしかった。11月12日の教育功労者表彰では、特に子ども達の凛とした姿が印象的であった。

今年度の発表会、教育長訪問等はすべて終了した。委員各位の協力に深く感謝する。10月30日には、みどり幼稚園の市指定校研究発表会に出かけた。本市では、市立幼稚園8園が順番に研究指定を受け、2年に1度、研究成果を発表する。みどり幼稚園では、子どもたちの体幹を鍛えることに力を入れており、興味深い研究内容であった。また、働き方改革の一環として、園内に職員の出退勤表が貼ってあり、「研究発表のための居残りはしない」という小木曾園長の指導方針が見て取れた。園長の指導力が十分に発揮された発表会であった。

教育長

日程第4、議事に移る。

「議第48号 指定管理者の指定について（日吉公民館及び瑞浪北部多目的研修集会施設）」及び「議第49号 指定管理者の指定について（稲津公民館）」の2議案を議題とする。本案について事務局から説明を求める。

社会教育課長

【議案資料より説明】

教育長

事務局から提案説明があったが、質疑はあるか。

|       |   |
|-------|---|
| 各委員   | 質疑なし。   |
| 教育長   | それでは、質疑を終結し、採決を行う。「議第48号 指定管理者の指定について（日吉公民館及び瑞浪北部多目的研修集会施設）」及び「議第49号 指定管理者の指定について（稲津公民館）」の2議案を原案のとおり承認することに異議はないか。      |
| 各委員   | 異議なし。   |
| 教育長   | 異議ないものと認める。よって「議第48号」及び「議第49号」は原案のとおり決する。   |
| 教育長   | 次に「議第50号 瑞浪市小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び「議第51号 瑞浪市立小中学校事務共同実施要綱の制定について」の2議案を議題とする。本案について事務局から説明を求める。                    |
| 事務局次長 | 【議案資料より説明】  |
| 教育長   | 事務局から提案説明があったが、質疑はあるか。  |
| 加藤委員  | 議第50号の第17条の2第2項に「学校運営事務支援室の組織及び運営に関する事項は、教育委員会が別に定める。」とあるが、別に定めたものが、議第51号の「瑞浪市立小中学校事務共同実施要綱」ということでよろしいか。                |
| 事務局次長 | そうである。  |
| 加藤委員  | 「学校運営事務支援室」と「共同実施協議会」は別のものか。  |
| 事務局次長 | 別のものである。協議会については、議案の7ページ、第9条に定めるとおりである。支援室の業務及び学校事務の状況を検証し、共同実施を円滑に進め、学校の管理運営にかかる業務を推進するため、年に1、2度、委員が集まり会議を開くことを規定している。 |
| 加藤委員  | 議第50号には共同実施協議会に関する記述がないが、よろしいか。   |
| 事務局次長 | 議第51号で規定しており、妥当と考えるが、議案資料5ページの瑞浪市小中学校事務共同実施組織イメージ図がわかりにくいようであれば、訂正をする。  |
| 山田委員  | 同イメージ図にある「北部学校運営事務支援室」と「南部学校運営事務支援室」というのは、「学校運営事務支援室」のことか。  |

|       |  |
|-------|--|
| 事務局次長 | そうである。「学校運営事務支援室」は包括的な呼称である。実際は学校の所在地により、北部と南部の2つのグループに分けて運用することを考えている。イメージ図の記述については再検討する。                   |
| 山田委員  | この制度は、国、県の意向によるものか。  |
| 事務局次長 | そのとおりである。先行市はまだ少ない。  |
| 山田委員  | 事務職員の削減につながるのではないかとの懸念がある。   |
| 事務局次長 | 将来的なことはわからないが、県には統括事務長1名を加配としてもらうよう要望している。   |
| 山田委員  | 事務長は、どの職名から指名するのか。また、事務長や統括事務長となれば、給料や手当が違ってくるのではないか。  |
| 事務局次長 | 要綱のとおり事務主任から指名する。本職については給料や手当の対象ではないと考えるが、県費職員に関することなので、今後のことはわからない。県には事務長を加配していただきたいと考えている。                 |
| 教育長   | 他に質疑はあるか。  |
| 各委員   | 質疑なし。  |
| 教育長   | それでは、質疑を終結し、採決を行う。「議第50号 瑞浪市小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び「議第51号 瑞浪市立小中学校事務共同実施要綱の制定について」を原案のとおり承認することに異議はないか。 |
| 各委員   | 異議なし。  |
| 教育長   | 異議ないものと認める。よって「議第50号」及び「議第51号」は原案のとおり決する。イメージ図の修正などを行う場合は、事後報告を行うことを指示事項とする。                                 |
| 教育長   | 次に「議第52号 瑞浪市立中学校運動部活動方針について」を議題とする。本案について事務局から説明を求める。  |
| 事務局次長 | <b>【議案資料より説明】</b>  |
| 教育長   | 事務局から提案説明があったが、質疑はあるか。   |
| 各委員   | 質疑なし。  |

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| 教育長                                   | それでは、質疑を終結し、採決を行う。「議第52号 瑞浪市立中学校運動部活動方針について」を原案のとおり承認することに異議はないか。  |
| 各委員                                   | 異議なし。  |
| 教育長                                   | 異議ないものと認める。よって「議第52号」は原案のとおり決する。   |
| 教育長                                   | 次に「議第53号 平成30年度瑞浪市教育費にかかる12月補正予算について」を議題とする。本案について事務局から説明を求める。   |
| 教育総務課長<br>事務局次長<br>社会教育課長<br>スポーツ文化課長 | <b>【議案資料より説明】</b>  |
| 教育長                                   | 事務局から提案説明があったが、質疑はあるか。   |
| 加藤委員                                  | 小中学校施設空調設備事業について、事業費は概算額か。   |
| 教育総務課長                                | 概算額である。9月に補正予算の承認を受け、現在、設計業務を行っているところである。本年度限定の「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」の交付を受けるために、取り急ぎ調査等を行い、1教室当たり300万円で計上したものである。 |
| 教育長                                   | 他に質疑はあるか。  |
| 各委員                                   | 質疑なし。  |
| 教育長                                   | それでは、質疑を終結し、採決を行う。「議第53号 平成30年度瑞浪市教育費にかかる12月補正予算について」を原案のとおり承認することに異議はないか。                                       |
| 各委員                                   | 異議なし。  |
| 教育長                                   | 異議ないものと認める。よって「議第53号」は原案のとおり決する。   |
| 教育長                                   | 以上で本日の日程が終了したので、平成30年第13回瑞浪市教育委員会定例会を閉会する。   |

14時42分 終了

上記会議録の正確なることを証するため、ここに署名する。

教 育 長

署名 1 番委員

署名 2 番委員

書 記